

日病薬発第 24-72 号
平成 24 年 6 月 15 日

会員各位

一般社団法人 日本病院薬剤師会
会長 堀内 龍也
生涯研修委員会
委員長 幸田 幸直

日病薬生涯研修認定制度の特別措置の追加について

平素より本会の活動にご高配を賜り御礼申し上げます。

平成 23 年度の生涯研修認定申請につきましては、本会が実施した特別措置に沿った申請をしていただいていることと存じます。

さて、生涯研修とは医療技術の進歩による現在の医療水準に応じた実践力等の資質の向上を図ること目的とし、広く認定機会を与え自己研鑽に励んでいただくという観点から、これまで本会が実施いたしました特別措置に加えまして、下記の追加措置を行うこととし、去る 6 月 9 日に開催されました平成 24 年度第 1 回理事会において承認されましたので、ここにご連絡申し上げます。

会員各位におかれましては、ご一読いただき下記の内容に沿った申請をしていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 特別措置の追加

特別措置対象者について、平成 22 年度単年度での申請を一定期間受け付けることとする。

【特別措置対象者】

1) 災害救助法適用地域を管轄地域とする各県病院薬剤師会に所属する (平成 23 年 3 月末日時点) 会員

青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県

2) 電力需給逼迫による計画停電の対象地域を管轄地域とする各都県病院薬剤師会に所属する (平成 23 年 3 月末日時点) 会員

群馬県・神奈川県・東京都・埼玉県・山梨県

【申請方法】

会員各位から、所属の都道府県病院薬剤師会に 平成 24 年 6 月 29 日 (金) までに、例年通りの申請方法で申請していただき、都道府県病院薬剤師会は、エクセル書式 (様式 3) に記載していただき、病薬ごとに一括し、平成 24 年 7 月 13 日 (金) までに日病薬事務局総務課 (kenbyo@jshp.or.jp) に E-mail にて申請してください。